

別表3

介護職員の介護等の業務に従事する者の範囲【旧受験資格イの③④】

介護職員の介護等(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと)の業務に従事する者の範囲は、次のとおりとする。

	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(1)	障害者支援施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
(2)	救護施設及び更生施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	「生活保護法」(昭和25年法律第144号)
(3)	老人デイサービスセンター	主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
	老人デイサービス事業を行う施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
	老人短期入所施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
	老人短期入所事業を行う施設	主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
	養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
	特別養護老人ホーム	主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」(昭和38年法律第133号)
(4)	居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護	従業者	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
	「老人居宅介護等事業」	訪問介護員	「老人福祉法」
(5)	障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。)を行う事業所	主たる業務が介護等の業務であるもの	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
	地域活動支援センター	主たる業務が介護等の業務であるもの	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
(6)	軽費老人ホーム	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」
	有料老人ホーム	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	「老人福祉法」
	介護老人保健施設	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	「介護保険法」
	その他の施設	入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日付社庶第30号)の2の(3)
(7)	病院又は診療所	看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	「医療法」(昭和23年法律第205号) (空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。)
(8)	介護等の便宜を供与する事業を行う者	主として介護等の業務に従事するもの (事業として継続、反復している事業者に雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。) ア 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者 イ 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの ウ 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの エ 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの オ 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 カ ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。) 	

	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
(9)	個人の家庭において就業する家政婦	主たる業務が介護等の業務であるもの	「職業安定法施行規則」(昭和22年労働省令第12号)附則第4項
(10)	労災特別介護施設	介護職員	「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号
(11)	「重症心身障害児(者)通園事業」	利用者の療育に直接従事した職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)
(12)	主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援事業所	利用者の療育に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)	「児童福祉法」第6条の2第2項
(13)	「移動支援事業」	主たる業務が介護等の業務であるもの	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9
	「任意事業」の「訪問入浴サービス」	主たる業務が介護等の業務であるもの	同別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
	「任意事業」の「日中一時支援」	主たる業務が介護等の業務であるもの	同別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11
(14)	地域福祉センター	主たる業務が介護等の業務であるもの	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
(15)	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設	入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)
	主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設	入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)
(16)	国立ハンセン病療養所	介護職員	
	ハンセン病療養所(国立以外)	主たる業務が介護等の業務である者	
(17)	児童福祉法に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの(指定医療機関の保育士をいう。)	「児童福祉法」第6条の2第3項
(18)	指定訪問入浴介護	介護職員	指定居宅サービスに該当する「介護保険法」第8条第3項
	指定介護予防訪問入浴介護	介護職員	指定介護予防サービスに該当する「介護保険法」第8条の2第3項
(19)	指定小規模多機能型居宅介護	介護従業者	指定地域密着型サービスに該当する「介護保険法」第8条第18項
	指定介護予防小規模多機能型居宅介護	介護従業者	指定地域密着型介護予防サービスに該当する「介護保険法」第8条の2第16項
(20)	指定認知症対応型共同生活介護	介護従業者	指定地域密着型サービスに該当する「介護保険法」第8条第19項
	指定介護予防認知症対応型共同生活介護	介護従業者	指定地域密着型介護予防サービスに該当する「介護保険法」第8条の2第17項
(21)	指定通所リハビリテーション	介護職員	指定居宅サービスに該当する「介護保険法」第8条第8項
	指定介護予防通所リハビリテーション	介護職員	指定介護予防サービスに該当する「介護保険法」第8条の2第8項